

株式会社金門製作所株式の譲渡について

平成17年12月19日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者の株式の譲渡を決定しました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社金門製作所

2. 経緯

対象事業者につきましては、平成16年1月28日に株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行いました。同年3月30日に法第25条第1項に規定する買取決定を行い、同年9月29日には第三者割当増資が実行されました。

その後機構は、対象事業者の事業再生を進めるとともに、あわせて株式譲渡のためのプロセスを進め、今般譲渡の決定に至ったものです。なお、本決定を受けて、機構では、ただちに譲渡先である株式会社山武との間で株式譲渡契約を締結し、速やかに株式の譲渡を完了する予定です。

（注）株式譲受会社概要は別紙の通りです。

3. 出資額等

機構は対象事業者に対し、30億円の現金出資により、議決権割合の14.96%に当たる議決権付種類株式を保有しております。今般かかる種類株式の全てを譲渡するものです。

4. 主務大臣の意見

意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437

株式譲受会社概要

株式会社山武

住所 : 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビル
代表者 : 代表取締役社長 小野木 聖二
設立 : 1949年8月
資本金 : 10,522百万円
上場 : 東証一部
従業員数 : 5,573名 05年4月1日時点
主な事業内容 : ビルディング・オートメーション、産業オートメーション、ソーシャルオートメーションの機器・システムの製造・販売およびヒューマンケア事業